

販売代理店及び非従業員販売代理人

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [責任](#)

[付属書類 1 - 定義](#)

[付属書類 2 - 手続及び要件](#)

[付属書類 3 - デューディリジェンス、モニタリング、及び研修](#)

[付属書類 4 - 申請覚書](#)

[付属書類 5 - 承認及び通知](#)

[付属書類 6 - 販売仲介者契約](#)

A. 概要

United Technologies Corporation は、世の中に認められる代行、並びに、反競争的及び腐敗行為の禁止を含めた会社の営業方針及び適用法への徹底遵守を確実にするために、すべての販売代理店及び非従業員販売代理人を注意深く選定、審査、監視し、効果的に管理しなければなりません。

B. 適用性

本ポリシーは、世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社、部署、及びその他の被支配事業体及び営業（以下「**営業単位**」）、並びにその取締役、役員及び従業員（以下、総称して「**UTC**」）に適用されます。ロビイストの選定、審査、保持、及びモニタリングは、[CPM 48D : ロビイスト](#)により管理されます。

C. 定義

「**コーポレート**」とは、**UTC** コーポレート・オフィスをいい、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Systems（以下、Pratt & Whitneyと総称して「**航空部門 BU**s」）、UTC Climate, Controls & Security、及び United Technologies Research Center をいいます。「**CPM**」とは、コーポレート・ポリシー・マニュアルをいいます。その他の**太字**の用語は、[付属書類 1](#)に定める意味を有します。

D. ポリシー

すべての**販売代理店**及び**非従業員販売代理人**（以下、総称して「**販売仲介者**」）は、いかなる方法によっても、**UTC** による又はこれに代わって行う**賄賂**を許可、提案、約束する、渡す又はその他の方法で促すことを断固として避けるよう要求されます。**UTC** は、遵守できない又はする意思のない**販売仲介者**候補を保持することなく、既存のそのような契約を解除します。**販売仲介者**は、[付属書類 2](#)に従い、選定、審査、保持、監視及び管理されます。¹

E. 責任

- BU チーフ・エグゼクティブ**。**BU** チーフ・エグゼクティブは、**BU** における ([付属書類 2](#)を含む) 本ポリシーの履行及び遵守に対する責任を負います。
- BU 代表者**。**BU** チーフ・エグゼクティブは、**CVP GEC** の助言と同意を受けつつ、本ポリシーの履行における代表となる管理職員（以下「**BU 代表者**」）を指名します。**BU 代表者**は、販売及びマーケティング組織から独立し、本ポリシーに関連するすべての事項に関してチーフ・エグゼクティブと自由にやり取りする権利を有します。**BU 代表者**は、**営業単位**レベルで本ポリシーを効果的に履行するために必要な追加の従業員を指名又は任命することができます。本ポリシーで必要な場合、その従業員は、販売及びマーケティング組織から独立し、本ポリシーに関するすべての事項について **BU 代表者**及び**営業単位**のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーと自由にやり取りする権利を有します。
- スポンサー**。**営業単位**レベルのチーフ・エグゼクティブは、各**販売仲介者**に対し、各ケースにおいて本ポリシーの字義と精神の厳守を確実にするために、その立候補資格（新規または更新にかかわらず）を保証し、かつ、その業務を監視することに最終的な履行及び結果責任を負う従業員（以下「**スポンサー**」）を指名します。**スポンサー**は、世の中に認められる代行、及び本ポリシーの徹底遵守に関する直接情報に基づいて証明する、**販売仲介者**の活動にもっとも近いところでつながっている**営業単位**でマネージャーレベルの従業員です。

¹ コーポレート・バイス・プレジデント、グローバル倫理及びコンプライアンス (**CVP GEC**) が、本ポリシー及び [CPM 48 : 腐敗行為防止](#) の遵守を確実にするために必要とみなされる通りに、[付属書類 1 から 6](#) を規定及び修正する権限を与えられています。

付属書類 1：定義

関連会社とは、次の事業体をいいます。

- 言及された**事業体**に対し**支配権**を行使する**事業体**、又は
- 言及された**事業体**が**支配権**を行使する**事業体**、又は
- 言及された**事業体**とともに、他の**事業体**の共通の支配のもとに存在する**事業体**。

会計帳簿は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

不確定報酬（手数料としても知られる）は、**直接販売取引**を行う**販売仲介者**に対する、販売された製品／サービスの純販売額の定率、又は固定／均一合計金額のいずれかの形態での、義務及び支払がそれぞれ、**UTC** による**直接売買取引**が完了した時点、及び **UTC** が純販売額の全部又は一部を受領した時点で、発生するという条件付きの報酬をいいます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- **事業体**の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、**事業体**の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、**事業体**の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

賄賂は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

顧客とは、**UTC** 製品又はサービスを購入及び使用、又は消費する**第三者**をいいます。

直接販売取引とは、**UTC** と**顧客**の間の **UTC** 製品又はサービスの販売契約をいいます。

販売代理店とは、本ポリシーからの一括適用除外を付与されていない、**間接販売取引**を行うために選定又は保持される既存**ベンダー**又はその候補をいい、その**事業体**が次の通りであるかどうかにはかかわりません。

- それら又はそれ自身を、**UTC** その他に代わって**間接販売取引**などの業務を行うものとして提供している、又は
- **UTC** その他に代わって異なる資格（例えば **NSR**、その他の**ベンダー**）で代理業務を行った、又は行っているかどうか。

明確にするために述べると、本ポリシーは、（契約その他の方法により発生する）主要な善管注意義務を**UTC** に対して負う、**間接販売取引**に従事する**ベンダー**を管理することを意図しています。よって、本ポリシーから一括適用除外を付与された**ベンダー**に加え、競争入札又は選定に基づいて**顧客**へ再販する目的で製品（**UTC** 及び非 **UTC** 製品）を購入する一括請負者と同様、一般公衆に向けて再販する**第三者小売業者**（例えば「大規模小売店」又は百貨店、小売販売店）を**販売代理店**から除外します。ただし、そのような**第三者小売業者**及び一括請負者は、本ポリシー及び [CPM 48：腐敗行為防止](#)の解釈上、**顧客**として取り扱われます。

事業体とは、営利目的か否かにかかわらず、コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、トラスト、又は同様の企業体をいいます。

政府航空局（GAA）は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

政府とは、次のもののいずれかをいいます。

- 国、地方、市、又は地方自治体レベルにかかわらず、国内外政府、
- **政府航空局（GAA）**、
- 政府が所有又は運営するエアライン、
- 政府に代わって公的な立場で業務を行う**事業体**、
- 政府が**支配権**を行使する**事業体**、会社又は事業、
- 政党、
- 公的国際機関（例えば、国連、世界銀行、世界貿易機関、国際民間航空機関など）、又は
- 上記いずれかの部門、局、下位組織又は政府機関。

政府職員とは、**政府**の従業員、係長若しくは課長（投票により選ばれたか、任命されたかにかかわらず）、又はそれらの地位の候補者をいいます。

間接販売取引とは、UTC と販売仲介者との間での UTC 製品販売契約で、当該販売仲介者が顧客に対し再販（それ自身の得意先かどうかにかかわらず）する目的で当該製品への権利を取得するという意図又は結果をもって行われるものをいいます。

ロビイストは、[CPM 48D : ロビイスト、及び米国政府マーケティング、及び販売コンサルタント](#)において定義されます。

重大な変更とは、販売仲介者に関連する次の変更をいいます。

- 支配権、
- BU 代表者又は BU リーガル・カウンセルの意見において、コンプライアンス・リスクを増加させ、追加的デューデリジエンスの正当な根拠となる 10%を超える所有権、
- BU 代表者又は BU リーガル・カウンセルの意見において、コンプライアンス・リスクを顕著に増加させるその他の事実若しくは状況、又は
- 必要なコーポレート承認の目的で、以前に承認されたものからコンプライアンス・リスク又は報酬のいずれかを増加させる、コーポレートが以前に承認した販売仲介者契約の修正。

非従業員販売代理人（NSR）とは、本ポリシーから一括適用除外を付与されない、かつ、それぞれの場合で（あらゆる金額、形態又は方法において）報酬と引き換えに、直接販売取引、オフセット契約、若しくはオフセット取引を特定し、確保することにより UTC を支援するために、又は、米国政府マーケティング若しくは米国政府販売を提供するために選定又は保持される既存ベンダー又はその候補をいい、その事業体が次の通りであるかどうかにはわかりません。

- それら又はそれ自身を、UTC その他に代わって、NSR として、又は直接販売取引若しくはオフセット取引を特定し、確保する又は米国政府マーケティング若しくは米国政府販売などを提供する事業を行うものとして提供している、又は
- UTC その他に代わって異なる資格（例えば、販売代理店、ベンダー）で代理業務を行った、又は行っているかどうか。

オフセット取引は、[CPM44 : 企業協力と経済的オフセット](#)において定義されます。

却下ベンダー・ファイルとは、正当な理由により営業単位により却下又は解除されたすべてのベンダーの営業単位が維持するファイルで、適用法により禁じられない限り、当該各ベンダーの次の情報をいいます。：ベンダー番号、完全な正式名称、その法人株主のそれぞれの正式氏名及び登録番号、その個人株主のそれぞれの氏名、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーの氏名及び識別番号、及び文書送達のための法定代理人又はエージェントの完全な氏名及び識別番号。

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに制限されない当該個人の近親者又は親戚をいい、
- 事業体に関しては、事業体の関連会社をいいます。

スポンサー旅費は、[CPM 48B : 第三者旅費提供](#)において定義されます。

販売区域料とは、UTC が販売仲介者契約又は適用法の独占権条項に違反して特定の区域で直接販売取引又は間接販売取引を行う場合に販売仲介者に対して支払われる金員をいいます。

第三者とは、

- 個人に関しては、UTC 又は UTC の関連会社の従業員ではない個人をいい、
- 事業体に関しては、UTC 又は UTC の関連会社ではない事業体をいいます。（明確にするために記すと、本ポリシーの解釈上、合弁会社パートナー及びベンダー、並びにそれらそれぞれの関連会社は、第三者となります。）

不当な競争優位性とは、米国連邦又は米国州／地方政府契約の入札を争っているコントラクターが次の情報を所有していることをいいます。

- 当該政府の役人若しくは代表者から無許可で取得した専有情報、又は

- 契約に関係するが、競合会社すべてに対して入手可能となっていない供給業者選定情報で、当該情報により、そのコントラクターが当該契約を取得する助けとなる場合。

米国政府マーケティングは、米国連邦又は米国州／地方**政府**契約又は下請契約に対する **UTC** による提示の準備に関連する、主に助言及び情報の形で**ベンダー**から **UTC** へ提供される援助をいい、**ベンダー**の**顧客**及び**政府職員**との接触は制限され、かつ、**UTC** 従業員の立ち会いのもとで行われ、次のものが含まれます。

- ビジネス機会の開発又は特定、
- **UTC** のマーケティング計画若しくは戦略の開発又は調査、
- 調達要件の特定、又は
- 「レッド・チーム」調査への参加を含む、入札又はプロポーザルの作成。

米国政府マーケティングには、**米国政府販売**を含みません。

米国政府販売とは、米国連邦又は米国州／地方**政府**契約又は下請契約に対する **UTC** による申出の準備、提出及び交渉、並びに、それらの締結及び実施に関連する、**米国政府マーケティング**も含みうる、主に販売活動の形で、**ベンダー**から **UTC** へ提供される援助をいい、**ベンダー**の**顧客**及び**政府職員**との接触は、通常的で、**UTC** 従業員を除いたものであり、次のものが含まれます。

- **UTC** 製品又はサービスの販売促進、マーケティング、又は販売、
- **UTC** に代わって、**顧客**若しくは**政府職員**と連絡を取る、又は
- **UTC** に代わって、次の上官又は従業員に連絡を取る、又はこれと会うこと。
 - 米国連邦局、米国議会議員、米国議会の上官又は従業員、又は、連邦契約、認可、融資若しくは協力協定の授与、延長、継続、更新、改定又は修正（この種類の活動は、ロビー公開法（the Lobbying Disclosure Act）2 U.S.C. §1601 以下、及び「バード修正条項（Byrd Amendment）」31 U.S.C. §1352、及び FAR Subpart 3.8 で規定されています。）に関連する米国議会議員の従業員、
 - 同様の目的を持つ、米国州、地域／地方自治体政府の局、立法部又は運営組織。

ベンダーとは、**UTC** に対して原材料又はサービスを提供する、既存又は見込みの**第三者**コントラクター又はサプライヤーをいいます。

付属書類 2：手続及び要件

A. 選定

1. **営業単位**チーフ・エグゼクティブは、**BU** シニアマネジメントと協議の上、いつ及びなぜ、**UTC** 従業員よりも、又は、これに加えて**販売仲介者**を利用する必要があるか、又は、それが有利かを判断する責任を負います。決断を下す際、**営業単位**チーフ・エグゼクティブは、費用便益分析（**営業単位**レベルで本ポリシーを効果的に履行するために必要な社内リソースの評価を含む）を行い、かつ、反競争的若しくは腐敗行為、本ポリシーの効果的履行への障害（例えば、効果的なデューディリジェンス、モニタリングなどの実施が不可能であるなど）という重大なリスクを持つマーケット・セグメントにおいて健全な懐疑心を適用することが期待されます。肯定的な決断には、**販売仲介者**候補（以下「**候補者**」）に対する客観的な基準（例えば、資格、能力、達成基準、作業記述書など）を明記しなければなりません。**候補者**が特定されたとき、²**スポンサー**は、**アプリケーション・パッケージ**に組み込むために**候補者**がそれらの基準をどのように、及びなぜ満たしているかを説明する詳細な事業上の正当性記述を作成しなければなりません。
2. **個人サービス・ベンダー**、及び現行の**政府職員**又は現行の**政府職員**の**関連当事者**である**候補者**と事前の話し合いを行う前に、要求している**営業単位**は、[CPM48C：現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)の要件に遵守しなければなりません。³

B. リスク・ランキング及び審査（デューディリジェンス）

1. 各 **BU** は、リスクが減少していく順番で「区分 1」、「2」、「3」、「4」又は「5」のいずれかに属するように分類される類似した立場にある**販売仲介者**グループ（[付属書類 3](#) 参照）をもって、各**候補者**／**販売仲介者**⁴により提示された相対コンプライアンス・リスクの順位付け（「**リスク・ランキング**」）を行います。
2. **BU** 代表者又は**営業単位**リーガル・カウンセル（又はその販売及びマーケティング組織から独立した被指名人）は、彼らの資格、能力及び誠実さを証明するためにすべての**候補者**を審査し、その結果を[付属書類 3](#)の項目 1 から 16（必要／場合に応じ）で構成するデューディリジェンス・ファイル（以下「**デューディリジェンス・ファイル**」）に適用します。デューディリジェンスの性質及び範囲は、反競争的又は腐敗行為固有のリスク、及び特定マーケット・セグメントにおける関連デューディリジェンス情報の入手のしやすさと同様、類似した立場にある**販売仲介者**に対する **BU** の**リスク・ランキング**を反映しなければなりません。[付属書類 3](#)は、すべての**候補者**に対するデューディリジェンス最低必要条件を定めています。
3. **営業単位**リーガル・カウンセルはまた、米国連邦政府に関わる**米国政府マーケティング** 又は**米国政府販売**に対する提案された雇用契約が：(a) [連邦政府調達規則](#)（「**FAR**」）3.104、「**バード修正条項**」（**FAR 3.8** により施行）により施行された連邦調達保険事務所（「**OFPP**」）の「**調達公正性（procurement integrity）**」の要件を満たしており、(b) [ロビー公開法](#)に基づく関連登録及び報告要件

²**営業単位**は、その時、その他の **UTC** 製品又はサービスを販売促進している、本ポリシー（又は **BU** 実施ポリシー）に従い承認された資産状態の優良な既存**販売仲介者**を検討すべきでしょう。複数の個人または会社が排他的委任のために検討されている場合、**営業単位**は、詳細な客観的基準に対応している競争力のある提案に基づき**候補者**を選択すべきです。

³[CPM 48C](#) に従った回転ドア排除の代わりに、**営業単位**は、適用回転ドア法令の遵守に関して**個人サービス・ベンダー**ではない**候補者**から表明及び保証を取得しなければなりません。（[付属書類 6](#) 参照）

⁴**リスク・ランキング**を行うにあたり（とりわけ）検討すべき要素は、(1) 関連市場 - 反競争的又は腐敗行為の一般的なリスク及び国家干渉の程度、(2) **顧客** - 商業的又は**政府**、(3) その他の要素 - 例えば、コンサルタント、企画者、設計者、その他の**政府職員**／影響者の介入の程度、(4) **販売仲介者** - 経験レベル、**UTC** 在職期間、非独占的代理（例えば、競合会社の代理）、複数の資格保持（例えば、**販売代理店**、**NSR**、**現場コントラクター**、その他の**ベンダー**）、(5)報酬の種類及び水準（**直接販売取引**）又は販売量（**間接販売取引**）、(6) 取引／製品及びサービス - 低価格商品化製品の大量販売、又はより高い価値の差別化された／契約設定された製品の取引ごとの販売、(7) **UTC** 従業員介入 - **UTC** 従業員と**販売仲介者**／**顧客**／その他の構成要素との間の介入程度、及び、(8) **営業単位** - 稼働（例えば、過去から受け継いだもの／中核事業又は新規に取得したもの／統合ステータス）及びコンプライアンス履歴。

に合致しており、かつ、(c) いかなる**不当な競争優位性**⁵ (**FAR 9.5**) も **UTC** に授与していないことを確実にしなければなりません。米国州／地方政府に関連する**米国政府マーケティング**又は**米国政府販売**に対し、**営業単位**リーガル・カウンセルは、類似の規制又は要件が適用されるかどうかを判断します。

C. 承認

- すべての承認要求は、**デューディリジェンス・ファイル**、事前要求承認、及び (**BU** レベル承認のみの要求に相応して修正された) **付属書類 4** に定める完全に履行された覚書 (「**申請覚書**」) からなる **アプリケーション・パッケージ** (以下「**アプリケーション・パッケージ**」) によりサポートされます。**BU** チーフ・エグゼクティブは、**BU** 承認のために本ポリシーの要件に一致した手続きを実施します。そのような承認の性質及びレベルには、類似した立場にある **販売仲介者**の **BU** の**リスク・ランキング**、関連マーケット・セグメントにおける反競争的又は腐敗行為の固有リスク、及び**候補者**への提案された報酬レベル、又は取引量が反映されなければなりません。**付属書類 5** には、最低限の必要な承認及び通知を定めています。
- 必要な承認レベルにかかわらず、すべての**アプリケーション・パッケージ**及び承認は、(a) 全般的には**販売仲介者**、詳細には**候補者**の使用に対して、事業上の正当性が存在し、(b) **候補者**は、必要資格、能力、及び誠実さを有し、規定の性能要件を満たしている、又は満たそうという意思を有しており、(c) **米国政府マーケティング**又は**米国政府販売** (該当する場合) の提供は、**UTC** に**不当な競争優位性**を授与することなく、及び、(d) **候補者**は、反競争的及び腐敗行為の禁止も含め、**販売仲介者契約**、**UTC** ポリシー、及び適用法を厳守する意思があり、それが可能であるということの論理的な判断を支持するための十分な根拠を示さなければなりません。

D. 保持

- 承認が提出された各**候補者**に対し、**BU** 代表者又は**営業単位**リーガル・カウンセル (又はそれらの被指名人) は、(a) **スポンサー**の事業上の正当性記述及び**アプリケーション・パッケージ**に一致する業務範囲、達成基準、報酬及び支払条件を組み込んだ**付属書類 6** (「**販売仲介者契約**」) に合わせた又は実質的に同様の書面合意を**候補者**に提供し、かつ、(b) **候補者**に対し、(i) **UTC** の提示は、すべての必要な **UTC** 社内承認及び完全履行済み**販売仲介者契約**の受領を条件とするものであり、(ii) いかなる前金も発生する又は支払われることなく、(iii) 履行された**販売仲介者契約**により明示的に規定されたものを除き、いかなる支払又は義務も履行されることなく、かつ、(iv) **候補者**は、履行された**販売仲介者契約**及び本ポリシーを厳守しなければならず、**UTC** は、それへの違反があった場合、**契約解除**を含めたすべての適切な法的措置をとるという旨を書面で通知します。
- いかなる**販売仲介者**も、(a) すべての本ポリシーに必要な**デューディリジェンス**及び承認が完了及び取得され、かつ、(b) **営業単位**及び**販売仲介者**が正当に権限を与えられた**販売仲介者契約**を完全に履行しない限り、及びこれをするまで、決して **UTC** の提示を開始又は報酬を受領してはいけません。
- 期間満了となる**販売仲介者契約**の更新 (セクション H を参照) が承認された**販売仲介者**は、セクション D に従い保持されます。

E. 報酬

- 報酬及び価格設定ポリシー**。**BU** チーフ・エグゼクティブは、**販売仲介者**に対するすべての報酬 (直接販売取引、**米国政府マーケティング**若しくは**米国政府販売**) 及び製品価格設定 (間接販売取引) のすべての形態を支配する本ポリシーの要件に一致するポリシー及び手順又はそのいずれか (「**報酬及び価格設定ポリシー**」) を実施します。**報酬及び価格設定ポリシー**は、特定の**販売仲介者**若しくは取

⁵ **不当な競争優位性**のリスクは、現職又は元**米国連邦政府職員従業員**、又は米国州若しくは地方／地方自治体**政府職員**を雇用して、それらの他者 (米国連邦又は州／地方政府を含む) に対する業務が専有又は供給業者選定情報へのアクセスを提供する可能性がある場合に、典型的に発生します。

引、又は類似した立場にある**販売仲介者**又は取引のグループに適用されるとき、予測可能な、実証に基づく結果を生み出す客観性に拘束された基準を確立しなければなりません。**報酬及び価格設定ポリシー**は、確立された基準又は結果から逸脱する自由裁量をマネジメントに与える（及び、マネジメントがそれを実施する）ことはできませんが、ただし、履行された逸脱が適用可能な報酬又は製品価格設定の値引きを減らすことである場合を除きます。**報酬及び価格設定ポリシー**を実施し、特定の状況に適用する際、それを支配する要素は、**販売仲介者**（例えば、**販売代理店**又は**NSR**）の区分ではなく、行われる取引（例えば、**直接販売取引**、**米国政府マーケティング**、**米国政府販売**又は**間接販売取引**）の性質でなければならず、**報酬及び価格設定ポリシー**は、複数資格（例えば、**直接販売取引**、**米国政府マーケティング**、**米国政府販売**又は**間接販売取引**）で稼働する**販売仲介者**を使用する**営業単位**に対し詳細な指導を与えなければなりません。

2. **一般的指針**。報酬及び製品価格設定値引きは、腐敗リスクを十分に緩和しつつ、提供される価値及び認知される事業リスクに対し、正当な市場原理に近い収益を提供するために構成されなければなりません。**BU**が、依頼料を提供する、又は**UTC**を代表することで**販売仲介者**に発生する経費（以下「**経費**」）を償還することを選択する場合、**不確定報酬**は、**販売仲介者**がその原価を回収する完全なリスクを負っていないことを反映するために、排除、又は十分に減額されなければなりません。**経費**の償還は、**UTC**の代表に直接関係する、類似した立場にある**UTC**従業員に償還される費用と性質と金額において同等であり、**販売仲介者**に実際に発生した合法的な通常の事業経過における支出（及び、依頼料が提供される場合は、臨時事業支出）に厳格に制限されなければなりません。販売促進及び研修用資料、製品サンプル、保証クレームなどを除き、**営業単位**は、大部分を**間接販売取引**に従事する**販売仲介者**に対する**経費**の償還を控えるべきです。**販売仲介者**の長期的な一連の取引（例えば、総個数又は販売量）の業績に基づくインセンティブ報酬は、事実上の前渡し金、及び共同雇用責任を避けるために、確立された客観性に拘束された基準に基づき、厳格に管理及び制限されなければなりません。**間接販売取引**に対する、現金割引の形でのインセンティブ報酬（将来の製品購入に対する大口販売価格値引きの代わりに）は、厳格に防止されなければなりません。
3. **直接販売取引**。**直接販売取引**に対し、取引に基づく報酬の排他的形態は、**不確定報酬**であり、**報酬及び価格設定ポリシー**は、特定の**販売仲介者**若しくは**直接販売取引**、又は類似した立場にある**販売仲介者**若しくは**直接販売取引**のグループに適用されるとき、予測可能な、実証に基づく結果（固定/均一合計金額又はパーセンテージで示される）を生み出す、そのような**不確定報酬**を支配する客観性に拘束された基準を確立しなければなりません。**不確定報酬**は、類似した立場にある**直接販売取引**（類似した立場にある**間接販売取引**に対する**間接販売取引差異**ではなく）に対する市場手数料などに基づき、**販売仲介者**が依頼料又は**経費**償還を受ける場合、排除、又は十分に減額されなければなりません。
4. **米国政府マーケティング及び販売**。**米国政府マーケティング**及び**米国政府販売**に対する報酬は、もっぱら、実施されたサービスに対する固定価格又は固定1日若しくは1時間あたり料金の形態により、又は、この方法が実行不可能又は不相当である場合は、妥当な月額依頼料の形で支払われます。前渡し金、**不確定報酬**、インセンティブ及び成功報酬型料金体系などは、禁じられています。
5. **間接販売取引**。**間接販売取引**に対して、与えられる取引ベース利益の排他的な形態は、**販売仲介者**の**UTC**からの製品取得価格と顧客への製品再販価格との間の差異（以下「**間接販売取引差異**」）（もしあれば）であり、**報酬及び価格設定ポリシー**は、特定の**販売仲介者**若しくは**間接販売取引**、又は類似した立場にある**販売仲介者**若しくは**間接販売取引**のグループに適用されるとき、予測可能な、実証に基づく結果（値引率及び価格の両方で示される）を生み出す、**UTC**が**販売仲介者**に販売する製品価格（値引を含む）を支配する客観性に拘束された基準を確立しなければなりません。**BUs**は、**間接販売取引**に関連する**不確定報酬**その他の金銭的報酬を支払うことはありません。

F. 支払

1. **販売仲介者**は、合理的に詳細で正確に記載した仕切書を提供しなければなりません。(a) 実施された実際のサービス（**販売仲介者**が依頼料又は**不確定報酬**を提供されていた場合でも）、(b) **直接販売取引**又は支援された**直接販売取引**、(c) 当該サービスを実施した個人又は**事業体**、(d) 実施期間、及び(e) 信頼のおける領収書を伴った、**販売仲介者契約**に基づき支払うべき発生**経費**の合理的に詳細で正確に記載された仕切書を提供しなければなりません。

2. 支払は、請求が前記の要件を満たす場合、かつ、請求された活動若しくは支払が、(a) **報酬及び価格設定ポリシー及び販売仲介者契約**（及び正式に認められ、完全に履行された取引若しくはプロジェクトごとの契約、発注書、又は付録）により明示的に承認された、(b) **不確定報酬**に対しては、**営業単位**が当該**直接販売取引**又は複数の**直接販売取引**を完了し、当該**取引**又は複数の**取引**にかかるすべての又は一部の純販売額を回収したということを示す十分な文書が提出された場合に限り、承認されます。**CVP GEC**により付与される一括適用除外がないときには、支払われる**不確定報酬**の金額は、実際に回収された純販売額に厳密に比例していなければなりません。⁶
3. いかなる状況においても、(a) **販売仲介者契約**により明示的に承認されていない支払、(b) **不確定報酬**についての前払い（例えば、純販売額の実際受領前に、又は、その比例分よりも大きな額で）、又は(c) **賄賂支払**となる若しくはそのように見える支払が行われるべきではありません。
4. すべての支払は、(a) (コーポレート/UTIOにより履行された**販売仲介者契約**に対して)コーポレート・コントローラー・オフィス/被指名人により、又は、(BUsにより履行された**販売仲介者契約**に対して) **営業単位**の本部財務部門（委任権なしに）により承認及び履行又はそのいずれかが行われ、(b) (**CVP GEC**により承認される例外がないときには) 排他的に、**販売仲介者**設立の管轄下においてその承認された**販売仲介者**の名前で登録された銀行口座に電信により行われ、かつ、(c) **営業単位**の**会計帳簿**に直ちに、及び正確に記録されなければなりません。
5. **米国政府マーケティング及び米国政府販売**に対して、調達している**営業単位**は、米国連邦政府費用許可可能規則に基づき、当該費用の許可可能性及び割当可能性を決定するために、支払のために提出された請求書及び**経費**を調査します。**米国政府マーケティング及び米国政府販売**に対して支払われる手数料及び**経費**は、**営業単位**の政府会計スタッフ又は **UTC** アシスタント・コントローラー-政府会計の事前承認なしに、米国連邦政府に直接又は間接的にも請求されることはありません。

G. モニタリング及び研修

1. **総則**。**営業単位**は、本ポリシーの字義と精神の厳守を確実にするために十分なすべての**販売仲介者**のモニタリング及び研修を行います。モニタリング及び研修の性質及び範囲は、**販売仲介者**の**リスク・ランキング**を反映し、**スポンサー**は、必要なモニタリング及び研修が完了していることを確実にするために最終的な履行及び結果責任を負います。モニタリング義務の一部として、**スポンサー**は、**スポンサー**が直接情報に基づいて証明を行えるくらいの定期的なペースで次の一つかそれ以上の事項に個人的に従事しなければなりません：**販売仲介者**の事業訪問、行動規範又は関連ポリシーの点検、そのマネジメント及びスタッフとのコミュニケーション及び面談、(**NSRs**に対し) **第三者**への訪問にそのスタッフと同伴する、見込み及び既存のプロジェクト又は取引現場を訪ねる、**販売仲介者**と取引のある**第三者**と話をします。**付属書類 3**は、**販売仲介者**及び**スポンサー**に対するモニタリング及び研修の最低必要条件を定めています。
2. **プロジェクト/取引のモニタリング**。**営業単位**は、適切な利用/透明性のあるチャネル・マネジメント、及び当該プロジェクト又は取引が**営業単位**の**会計帳簿**に正確かつ完全に反映されていることを確実にするために、個々のプロジェクト又は取引に関する**販売仲介者**の使用を支配している本ポリシー要件に一致するポリシー及び手続又はそのいずれかを実施します。プロジェクト又は取引の初期段階後に**販売仲介者**を紹介する、ある**販売仲介者**から他の仲介者へ交代する、プロジェクト又は取引構造を**直接販売取引**から**間接販売取引**（又はその逆）に変更する要請には、避けられない営業上の必要性及びより高いレベルの承認（**営業単位**リーガル・カウンスルを含むが、これに制限されない）が要求されます。避けられない/営業上の必要性が説明され、取引構造の変更（例えば、誠意の**顧客-OEM**契約関係要件のため**間接販売取引**から**直接販売取引**への変更）が承認された場合、新規取引構造に対する報酬及び価格設定は、**報酬及び価格設定ポリシー**に定める**既存**の基準に厳格に遵守していなければ

⁶例えば、**報酬及び価格設定ポリシー**が、完了した**直接販売取引**につき 2 という固定/均一合計金額を認めている、**直接販売取引**が合計 100 の純販売額で実際に完了し、かつ、**営業単位**が現在までにそのうちの 50 を回収していたとすると、支払うべき**不確定報酬**は、1 (0.5×2) となります。前記の例を適用すると、**報酬及び価格設定ポリシー**が代わりに、完了された**直接販売取引**につき 2%の純販売額の固定率を認める場合、支払うべき**不確定報酬**は、1 (0.02×50) となります。

ばならず、**販売仲介者**との交渉の対象ではありません。**販売区域料**支給の支払を支持する状況は、**営業単位**の**会計帳簿**に完全に書面化されなければならず、**販売区域料**支給などは、事実上の**不確定報酬**を提供するために使用されることはできません。**営業単位**が**直接販売取引**のために、**間接販売取引**のみについて承認を受けている**販売仲介者**を使用することを要求する場合、その**営業単位**は、初めに、本ポリシー要件に従いすべての必要な **NSR** 承認を取得し、そのプロジェクト又は取引への報酬は、**既存の報酬及び価格設定ポリシー**に厳格に遵守されなければなりません。

H. 更新承認

販売仲介者に対する承認は、最長 4 年の間隔（区分 1 として指定された（**付属書類 3**を参照）又は**米国政府マーケティング**又は**米国政府販売**を提供する**販売仲介者**に対しては 2 年）で更新されなければなりません。**営業単位**リーガル・カウンセラーは、**営業単位**が事業上の正当性及び性能により更新を保証し、更新承認が進行中であり、及び**デューディリジェンス**について重大な違反の結果を現していないというその確認内容を書面化することを条件として、1 度の 3 ヶ月の延長を付与することができます。既存**販売仲介者**に対する更新手続を開始する前に、要求している**営業単位**は、事業上の正当性及び性能評価を行い、セクション I に従い、もはや正当性がないとみなされる（例えば、マーケット・セグメント又は**顧客**を **UTC** 従業員が補える、常に休止状態である、又は期待以下である）それらの**販売仲介者**の契約を終了しなければなりません。要求している**営業単位**により事業上の正当性がまだであると判断された更新に対する、必要な**デューディリジェンス**及び承認の性質及びレベルには、**販売仲介者のリスク・ランキング**、及び**販売仲介者**、提案された業務範囲、又は**販売仲介者契約**の変更（もしあれば）の重要性が反映されなければなりません。**付属書類 3**及び **5**は、それぞれ、**デューディリジェンス**最低必要条件及び既存**販売仲介者**更新のために必要な承認を定めています。

I. 解除

申請過程又は代表の期間中いつでも、**BU 代表者**／被指名人は、**候補者**又は**販売仲介者**が**デューディリジェンス**若しくは**モニタリング**に完全に協力していない、若しくは、今後、完全に協力しないであろう、又は、**販売仲介者契約**、**UTC** ポリシー又は適用法に完全に遵守していない、若しくは、今後、遵守しないであろうことが合理的に確信される場合、適切な是正処置が取られていることを確実にすべき **BU** ゼネラル・カウンセラー／被指名人、又は **CVP GEC**／被指名人（コーポレートにより承認された又は承認を要求している**販売仲介者**の場合）に書面で通知します。⁷**販売仲介者**が**コンプライアンス**に関連する理由で解除される又は更新されない場合、**BU**は、**CVP GEC**に直ちに通知を行わなければなりません。

J. 一括適用除外

CVP GEC は、類似した立場にある**ベンダー・グループ**に対し、その**ベンダー**が無視できる程度の**コンプライアンス・リスク**を示しており、その他の方法で適切な支配の元にいるということを証明している **BU** による申請時に、本ポリシーの要件からの一括適用除外を付与することができます。**CVP GEC** 及び **BU 代表者**は、承認された一括適用除外のリストを維持します。

⁷ 非協力及び非遵守の問題は、事案ごとに査定されなければなりません。候補者又は**販売仲介者**の解約を正当化する理由として、**候補者**又は**販売仲介者**による：(a) 本ポリシー、**BU** 実施ポリシー、又は**販売仲介者契約**により必要な書類又は証明書を完成させる若しくは提供することの不履行又は拒絶、(b) 誤った又は不正確な情報の提供、(c) 必要な面談への参加、又は独立調査会社への協力を含まない**デューディリジェンス**活動への協力不履行又は拒絶、(d) **政府**発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者となること、(e) **UTC** 従業員との両立しない利益相反、又は、**候補者**又は**販売仲介者**が **UTC** を代表している取引における競合会社、**顧客**、**政府**、**政府職員**、又は意思決定者若しくは影響者との不適切な、禁止された、又は不透明な関係、(f) **顧客**、**政府**、又は**政府職員**により、特定の取引又は一連の取引を要求されていること、(g) **販売仲介者**が **UTC** の承認された代理人であることを **UTC** が**顧客**、**政府**、又は**政府職員**に開示することに反対する、(h) 腐敗又は反競争的行為の疑い（取り調べを含む）又は記録、(i) 個人若しくは会社の有罪判決、破産又は支払不能、(j) 不誠実、不正又は非倫理的取引の評判、(k) いずれかの管轄において**ペルソナ・ノン・グラータ**となっていること、(l) **販売仲介者契約**の不履行又は拒絶、(m) 合理的な**モニタリング**及び**監査**活動を受けることの拒絶、必要な報告の提供又は研修への出席の繰り返される不履行、**販売仲介者**が関わる犯罪の疑いにより発生する社内外調査への完全な協力の不履行、又は、(n) **販売仲介者契約**の違反を含みますが、これに制限されるものではありません。

K. 買収統合

実際の業務又はその名前により、**販売仲介者**と定義される 1 社又はそれ以上の**第三者**との関係又は契約を有する会社を買収した場合、取得 **BU** は、そのような**第三者**の名前と契約を取得します。実行可能な限り速やかに、及び、**CVP GEC**／被指名人からの延長又は一括適用除外の付与がないときには、取得 **BU** は、すべてのそのような**第三者**が買収締結後 6 か月以内に倫理及びコンプライアンス研修を受け、かつ、当該締結後 12 か月以内に本ポリシーの条件に従い選定、審査、承認、保持、監視、研修、保証及び支払が行われ、これに不適合な契約は解約されることを確実にしなければなりません。

L. 報告

BUs は、年に 1 度、**UTC リスク及びコンプライアンス委員会** ([CPM 34：グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム](#)を参照) に対し、次の報告を行います。(a) **販売仲介者**の基本データ(例えば、番号、種類、所在地、**営業単位**関連会社、報酬、及び**リスク・ランキング**の概要)、(b) **販売仲介者**を管理している既存ポリシーの概要(**報酬及び価格設定ポリシー**、及び提案された重要な修正のあらゆるものを含む)、(c) モニタリング、及び研修プログラム若しくは計画(オンライン上及び対面の両方)、(d) **販売仲介者**に対する使用戦略(社内販売従業員との交代計画を含む)、(e) 本ポリシーの管理運営についての重要な問題、(f) オンボーディング段階で**候補者**として拒絶された見込み**販売仲介者**、及び業績に関係のない理由で解除された又は更新されなかった既存**販売仲介者**の概要、並びに(g) **委員会**が要求するその他の事項。

M. 移行確認

本ポリシーの重要な変更のあった日から 6 か月以内に(又は **CVP GEC** により承認されたその他の期間に)、各 **BU** は、承認のために、実際の業務又はその名前により**販売仲介者**と定義される(及び、他の形で一括適用除外を付与されない)既存**ベンダー**、及び改定日時点で完全に遵守していない既存**販売仲介者**を本ポリシーに完全に遵守させるための包括的な計画を **CVP GEC** に提示しなければなりません。当該提示には、その**販売仲介者**に対する**リスク・ランキング**、及び区分 1、2 及び 3 の**販売仲介者**のための促進計画を含みます。以前から存在する**販売仲介者**に関連するその他すべてのケースで、**BUs** は、以前の改訂において要求されなかった場合のコーポレート承認を含む本ポリシーすべての要件に遵守していることを保証する責任を負います。

付属書類 3：デューディリジェンス、モニタリング、及び研修

次の表は、オンボーディング、期間中及び更新の段階で、必要なデューディリジェンス、モニタリング及び研修について定めるものです。ある**営業単位**が当該 **BU** の他の**営業単位**、又は他の **BU** によりすでに保持されている**販売仲介者**のサービスに参加することを望む場合、オンボーディング・デューディリジェンス要件 2、6 から 9、及び 16（必要／妥当な場合）が、すべてのオンボーディング・デューディリジェンスに代わり、その必要を満たすものとなりますが、次のことを条件とします。

(1) 当該**販売仲介者**の新たな役割に対するリスク・ランキングがその既存の役割に対するそれと同じであり、かつ、(2) デューディリジェンス要件 4、13 から 15（必要／妥当な場合）に関するファイルの報告書が 2 年未満のものであること。**販売仲介者**が以前に、**コーポレート**により承認されている場合、**BU 代表者**は、**CVP GEC**が必要とみなす追加的調査及び承認を行うため、既存のものを改訂又は新たな**販売仲介者 契約**を締結する前に、**CVP GEC** に対し、計画された修正について通知しなければなりません。

		リスク・ランキング区分					
		1 ⁸	2	3 ⁹	4	5 ¹⁰	
更新	31	オンボード・デューディリジェンス 1-16	X				
	30	オンボード・デューディリジェンス 1-14、 重大な変更 の場合	該当なし	X			
	29	オンボード・デューディリジェンス 1-13	該当なし	X			
	28	オンボード・デューディリジェンス 1-13、 重大な変更 の場合	該当なし	該当なし	X		
	27	オンボード・デューディリジェンス 1-12	該当なし	該当なし	X		
	26	オンボード・デューディリジェンス 1-10	該当なし	該当なし	該当なし	X	
	25	オンボード・デューディリジェンス 1-7	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	X
期間中	24	年 1 回の現地保証審査&対面研修	X				
	23	月次 販売仲介者 活動報告	X				
	22	計画現地保証審査&対面研修	該当なし	X			
	21	年 1 回の監視リスト/データベース/メディア審査	X	X			
	20	年 1 回のインターネット検索	[X]	[X]	X		
	19	年 1 回の 販売仲介者 オンライン研修	X	X	X		
	18	年 1 回の 販売仲介者 証明	X	X	X		
17	年 1 回の スポンサー 証明	X	X	X	X	X	
オンボーディング	16	防衛物資仲介事業者開示説明書	X				
	15	ICP/大使館レファレンス	X				
	14	独立調査会社の強化された報告	X	X			
	13	独立調査会社の通常報告	[X]	X	X		
	12	候補者面談	X	X	X		
	11	営業単位 利益相反確認	X	X	X		
	10	インターネット検索	X	X	X	X	
	9	営業単位 の却下ベンダー・ファイル確認	X	X	X	X	
	8	スポンサー事業上の正当性記述	X	X	X	X	
	7	BU 代表者 証明	X	X	X	X	X
	6	スポンサー証明	X	X	X	X	X
	5	元 UTC 従業員確認	X	X	X	X	X
	4	信用照会報告	[X]	[X]	[X]	X	X
3	MK 拒否検索	X	X	X	X	X	
2	候補者証明	X	X	X	X	X	
1	候補者質問表	X	X	X	X	X	

備考：

⁸ 区分 1 は、(a) 航空機又は航空機エンジン、システム若しくはサブシステムの販売に関連する **不確定報酬**（航空機スペアパーツの販売のみに関連する**不確定報酬**を除く）を受領することを許可された**新規航空部門 BUNSRs**、及び(b) **既存航空部門 BUNSRs** のみのために設定されたものです。

⁹ 米国政府マーケティング又は米国政府販売を提供している**販売仲介者**に対するデューディリジェンス、モニタリング及び研修の最低必要条件。

¹⁰ 区分 5 は、一般的に、CPI > 65 を持つ国で業務を行い、脚注 4 に定める要素に適用される際、その **BU** の同等の者と比較したとき、最も低い相対コンプライアンス・リスクを示す**販売仲介者**のみに適用されるべきものです。

- 候補者が完成させ/履行する質問表で、候補者の (a) 基本的会社/個人情報、(b) 所有者、(c) 関連会社、(d) 主要人員、(e) UTC が以前、雇っていた社長又は主要人員、(f) 許可/良好な資産状態/支払能力、(g) UTC/政府/政府職員/顧客との関係、(h) その他の関係/提携 (例えば、UTC 競合会社、事業者団体)、(i) 倫理/コンプライアンス・プログラム若しくは行為、及び (j) 照会先を詳述するもの。
- 候補者が完成させ/履行する、候補者の質問表及び設立/運営書類の正確さ、UTC サプライヤー行動規範、適用される UTC ポリシー及び法律の理解、これに遵守するための能力/意思などの証明。候補者質問表の一部として組み込まれるかもしれない。
- BU 代表者/被指名人による、MK 取引禁止の検索 候補者、既知の関連会社、その社長/主要人員が政府発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者となっていないことを確認する。
- BU 代表者/被指名人 (s) が調達する Dun Bradstreet、TRAC、又は TRACE チェックと同等の報告書。候補者質問表及び候補者証明の正確さに対するクロスチェック。
- 候補者質問表において、又はその他により、元 UTC 従業員として特定された、候補者の社長又は主要人員について、BU 代表者/被指名人による確認。ケース・マネジメント・システム又は従業員ファイルにおける、UTC 在任中に行われた違法行為及び会社ポリシー違反、又はそのいずれかの履歴を確認。
- スポンサーが完成させ/履行する、該当する候補者との UTC サプライヤー行動規範、及び UTC ポリシーの調査 (並びに、区分 4 及び 5 に対して、BU が要求する倫理及びコンプライアンス研修の実施)、デューディリジェンス・ファイルの調査、及び候補者が UTC サプライヤー行動規範、UTC ポリシー/適用法に遵守できない/その意思がないことを暗示する事実又は状況の不認知に対する証明。
- BU 代表者/被指名人が完成させ/履行する、デューディリジェンス・ファイルの調査、候補者が UTC サプライヤー行動規範、UTC ポリシー/適用法に遵守できない/その意思がないことを暗示する状況の事実への不認知に対する証明。
- スポンサーが記載/履行する、営業単位の説明、社内販売リソース、関連マーケット、選定プロセス/基準、業務範囲/性能基準、候補者を支持する理由、適用可能な報酬及び価格設定ポリシー、報酬の構造 (概算総計及び取引ごと/永久の上限値、UTC 製品の価格に含まれるかどうか、及びその方法、例えば、U.S 政府により資金供給される FMS/FMF プログラムなど、報酬が適切な米国政府の法令に基づく正当な直接又は間接的費用であるかを含む) などの、販売仲介者/候補者の使用、及び提案された報酬に対する正当性。
- BU 代表者/被指名人による、営業単位却下ベンダー・ファイルの確認。候補者/その社長/主要人員/関連会社が以前に却下/解除されていないことを確認。
- 候補者、既知の関連会社、及び、その社長/主要人員の BU 代表者/被指名人によるグーグル又は同等の検索。候補者/社長についての著しく不利な情報がないことを確認。
- BU 代表者/被指名人による、候補者の社長/主要人員を反映する営業単位の給与簿及び従業員緊急連絡先リストの確認。保持する営業単位の UTC 従業員が候補者の所有又は財務的利害関係 (直接又は間接的に) を有していないことを確認。
- BU 代表者/被指名人による、候補者社長の面談 (電話、対面又は現場でのいずれかで) (すべての区分 1 に対して (対面又は現場でのいずれかで) リーガル・カウンセラーによる、及び、すべての区分 2 に対して (電話、対面又は現場でのいずれかで) リーガル・カウンセラーによるもの)。候補者の資格若しくは能力を確認し、候補者質問表、候補者証明/運営書類若しくは候補者証明の正確性を査定。
- 評判の良い (CVP GEC/被指名人により承認された) 独立調査会社による調査及び報告 (独立調査会社の通常報告) で、次の事項を含むもの。(a) 資格の検証 (基本会社/個人情報、所有権、関連会社、主要人員、許可/良好な資産状態/支払能力)、(b) データベース/メディア検索 (政府発行の監視リストを含む)、及び (c) 顧客、業界同業者、取締役、その他の独立ソース、及び候補者のスタッフの照会による資格/評判の査定。BU 代表者/被指名人は、項目 3、4 及び 10 に代わって、独立調査会社の通常報告に頼ることができます。
- 評判の良い (CVP GEC/被指名人により承認された) 独立調査会社による調査及び報告 (「独立調査会社の強化された報告」) で、次の事項を含むもの。(a) 資格の検証 (基本会社/個人情報、所有権、関連会社、主要人員、許可/良好な資産状態/支払能力)、(b) データベース/メディア検索 (政府発行の監視リストを含む)、(c) 顧客、業界同業者、取締役、その他の独立ソース、及び候補者のスタッフの照会による資格/評判の査定、及び (d) 候補者の登録若しくは運営所在地の立入検査、及び候補者スタッフの現場照会。BU 代表者/被指名人は、項目 3、4 及び 10 に代わって、独立調査会社の強化された報告に頼ることができます。BU 代表者/被指名人はまた、UTC リーガル・カウンセラーが (d) に記載された立入検査及び照会 (項目 12 と併せて) を行うことを条件として、独立調査会社の通常報告に代わって、独立調査会社の強化された報告に頼ることもできます。
- International Company Profile 及び、ICP 報告に含まれない場合、最も近くにある米国大使館の商務参事官からのリファレンス。ICP 報告又は大使館リファレンスを含む独立調査会社の強化された報告が、本要件に代わって十分なものとなります。
- 候補者の提案された業務範囲に防衛物資又はサービスが含まれる場合、UTC 国際貿易コンプライアンス要件マニュアル (UTC International Trade Compliance Requirements Manual) に従い完了された ITAR 仲介者質問表。ITAR Part 129 要件が候補者に適用される場合、UTC 国際貿易コンプライアンス要件マニュアル (UTC International Trade Compliance Requirements Manual) に定める通りの、候補者による ITAR Part 129 への遵守の証拠。
- スポンサー が完成させ/履行する、候補者質問表若しくは販売仲介者契約の表明及び保証の継続的な正確さ (例えば、重大な変更がないこと)、及び販売仲介者による UTC サプライヤー行動規範、UTC ポリシー、適用法若しくは販売仲介者契約の遵守の証明。
- 販売仲介者が完成させ/履行する、候補者質問表若しくは販売仲介者契約の表明及び保証の継続的な正確さ (例えば、重大な変更がないこと)、及び UTC サプライヤー行動規範、UTC ポリシー、適用法、若しくは販売仲介者契約の遵守の証明。
- リスクランキングに基づき BU により指定された要求される年次オンライン研修の 販売仲介者 による完了。
- 項目 10 と同様で、年 1 回行うもの。
- 販売仲介者、既知の関連会社、及びその社長/主要人員の、承認された独立調査会社による、政府発行の監視リスト、コンプライアンス・データベース及びメディアの検索。販売仲介者/社長についての著しく不利な情報がないことを確認。BU 代表者は、調査会社により行われたメディア検索が一般的なインターネット検索を含む場合、年 1 回のグーグル又は同等の検索 (項目 20) に代わって、項目 21 に頼ることができます。
- 販売仲介者の BU コンプライアンス担当者による (BU 計画ごとの) 現地保証調査。
- 販売仲介者により完成させ/履行される、報告期間に 販売仲介者 が行った活動を詳細に記載した書面での活動報告。販売仲介者は、各活動報告について、その正確性、並びに、候補者質問表、及び販売仲介契約の表明及び保証の継続的な正確性 (例えば、重大な

変更がないこと)、並びに、販売仲介者による [UTC サプライヤー行動規範](#)、UTC ポリシー、適用法及び販売仲介契約への遵守を保証します。当該スポンサーは、自身が当該活動報告書を精査しており、販売仲介者の継続的な使用を支援すること、候補者質問表、及び販売仲介者契約表明及び保証の継続的な正確性 (例えば、**重大な変更**がないこと)、並びに、販売仲介者による [UTC サプライヤー行動規範](#)、UTC ポリシー、適用法、及び販売仲介者契約条項の遵守を保証し、活動報告が不正確である、又は販売仲介者が、セクション 48 を含む、法律、[UTC サプライヤー行動規範](#)、若しくはポリシーに一致しない行為に従事しているということを暗示するよういかなる情報も認知していないことを保証します。スポンサーは、表明期間及びその後 3 年間、受領したすべての報告書の複写を保持し、その報告書及び保証のそれぞれの複写を、その報告書を特定の BU ファイルに維持する BU 代表者に提供します。販売仲介者月次活動報告に関連して提供された販売仲介者及びスポンサー証明は、要件 17 及び 18 の代わりとなります。

24. 販売仲介者の BU リーガル・カウンセルによる年 1 回の現地保証審査。

付属書類 4 : 申請覚書

日付： []

宛先： UTCコーポレート・バイス・プレジデント、コントローラー
 UTCコーポレート・バイス・プレジデント、グローバル倫理及びコンプライアンス

発信者： [スポンサー]
 [営業単位チーフ・エグゼクティブ]
 [BU代表者]

件名： アクション — 提案された [候補者] との販売仲介者契約

必要な承認

1. 概要

[BU] は、[候補者] が [BU] を [販売代理店/NSR] [代表の種類を記載] として代表するためにあなたの承認を要求致します。承認は、CPM48Eに従い、次の理由で要求されます。[必要な承認の理由を記載（例えば、新規航空部門BU NSR、不確定報酬、適格不確定報酬、適格依頼料、標準外の条件、重大な変更を受領するために許可される航空部門BU NSR）。適格不確定報酬の場合、総計及び正味契約価格、並びに米ドル及びパーセンテージでの提案された報酬を含む、直接販売取引の概要を記載します]。

2. 協定案

[BU] は、次の主な取引条件により、[UTC契約事業体] が [候補者] と販売仲介者契約を締結するための承認を要求します。

主要条項	
製品/サービス	[製品及びサービスを記載]
販売地域/TT指数及び顧客	[その時の腐敗認識指数とともに当該販売地域の各国、及び当該契約で規定される顧客についての関連説明又は制限を記載]
報酬	[構造及び金額の要約を記載。取引ごと、及び、全契約期間にわたっての上限金額を含める。不確定報酬の場合、販売価格の割合及び典型的な販売価格及び範囲を記載。この記載には、不確定報酬が当該製品価格に含まれるかどうかを記載し、その場合、その方法（例えば、米国政府により資金供給されるFMS/FMFプログラムに関し、当該不確定報酬が、関係する米国政府法令に基づき合法的な直接又は間接費用であるか）を記載。]
最大報酬	[候補者が期間中に1つの取引又は関連する取引のひとつとまりにより受けると予測される最大報酬の妥当な額を概算する]
期間	[例えば、「販売仲介者契約の履行日からX年」]
標準外の条件	[すべての標準外の条件を記載]

3. 承認

[すべての要求/取得BU承認を記載]

事業上の正当性

1. 販売仲介者に対する要件

[販売地域で UTC 従業員よりも又はこれに加えて販売仲介者を使用する必要性又はその利点は何か、及びこれが候補者の必要な特定の資格とどのように関係するのかを、提案された販売仲介者契約における作業範囲記述書、達成基準及び報告規定とともに詳細に説明する。]

2. 候補者の特定及び選定

[潜在的な候補者を特定するために行われる市場調査の程度を記載する。検討されるすべての候補者を特定し、そのそれぞれが UTC の必要性を満たす資格を有すると考えられるかどうか、もしそうでない場合は、その理由を明示する。候補者についてその社長、所有権構造、全活動範囲、従業員、物理的所在地、収益、及び同様の事業情報を含む、詳細な記載、かつ、主要従業員の身分証明を含めて、候補者がどのように当該提案サービスを提供するのかを記載する。特定された履行要件及び費用を満

たすための最適な能力を含めて、候補者がどのように客観的基準に基づいて選定されたかを説明する。承認要件の基準が**適格不確定報酬**である場合、候補者が**UTC**による**関連直接販売取引**又は一連の**関連直接販売取引**の確保をなぜ、及び、どのように支援できるのかを記載する。]

提案された報酬の合理性

BU 報酬及び価格設定ポリシー、提案された報酬（**不確定報酬**、**依頼料**、**経費**、あらゆる**インセンティブ報酬**などのすべての要素を含む）、及び、提案された報酬がどのように**報酬及び価格設定ポリシー**により許可されるのかの概要を記載。] 提供される報酬の構造及びレベルが、候補者が提供すべき特定の価値、及びこれが負う事業上のリスクに関連して合理的である、かつ、腐敗リスクを最小限に抑える理由をできる限り詳細に説明する。]

デューディリジェンス

[行われるべきすべてのデューディリジェンスを記載]

販売仲介者契約

上記で開示するものを除き、候補者は、コーポレート・ポリシー・マニュアル・セクション 48E：販売仲介者の付属書類 6 に記載されるすべての規定（該当する場合）を含め、関係する市場、製品及びサービスの性質に適切に適合させた販売仲介者契約（以下「本契約」）を承諾しています。BU 代表者（又は被指名人）は、販売仲介者に、コーポレート・ポリシー・マニュアル・セクション 48：腐敗行為防止、及びセクション 48E、販売仲介者契約、及び適用法を遵守させる、並びに、UTC はそれらのいずれかに違反があった場合、販売仲介者契約の解除を含めた、すべての適切な法的措置をとるであろうという UTC の決意を当該候補者に明示的に知らせています。BU 代表者（又は被指名人）はまた、あらゆる合意が最終契約書のすべての当事者によるすべての必要な承認及び署名の受領を条件とし、すべての承認及び最終契約締結に先行して、販売仲介者契約に基づく販売仲介者に対するいかなる支払も発生することなく、又は支払われることもなく、かつ、いかなる支払も、書面契約で提供されない限り、行われたい旨を示しています。[標準外の条件その他の前記からの逸脱を詳細に説明及び正当化する。]

モニタリング及び研修

[BU 責任当事者（スポンサーを含む）が行うべきすべてのモニタリング、及び候補者に与えられるべき必要な研修を記載する。]

証明

本申請覚書を提出することにより、当該スポンサー、営業単位チーフ・エグゼクティブ及びBU代表者のそれぞれは、提案された被任命者がセクション48若しくは48E、又は適用法に違反又は矛盾していることを暗示するようないかなる事実又は状況も認知しておらず、かつ、スポンサーは、候補者がUTCポリシー・セクション48及び48Eの字義と精神に厳守することを確実にするために、候補者のモニタリング及び研修に対する主要な履行及び結果責任を認めることをここに証明します。

付属書類 5 : 承認及び通知

BUは、表1及び2又はそのいずれかの中で、2つ以上の承認要件を満たす**販売仲介者**に対しては、以下の中でより厳しい方に従わなければなりません。

表1 : 米国政府マーケティング又は米国政府販売を提供する販売仲介者

段階		基準及び承認			
		米国政府マーケティング		米国政府販売	
		米国州/地方政府	米国連邦政府	米国州/地方政府	米国連邦政府
オンボーディング	適格固定報酬又はロビイストとみなされる者なし	営業単位リーガル・カウンセラー	BUゼネラル・カウンセラー 被指名人	BUゼネラル・カウンセラー 被指名人	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC
	適格固定報酬	BUゼネラル・カウンセラー 被指名人	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC 被指名人 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC 被指名人 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC
	ロビイストとみなされる者	CPM 48D:ロビイストに必要な承認			
期間中	重大な変更	BUゼネラル・カウンセラー 被指名人	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC 被指名人 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC 被指名人 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC
更新	重大な変更なし	営業単位リーガル・カウンセラー	営業単位リーガル・カウンセラー	BUゼネラル・カウンセラー 被指名人	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー 被指名人 CVP GEC 被指名人
	重大な変更	BUゼネラル・カウンセラー 被指名人	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC 被指名人 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC 被指名人 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー CVP GEC

表2 : その他の基準

段階	基準	承認
オンボーディング	<ul style="list-style-type: none"> BU 適格不確定報酬 	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー BU チーフ・ファイナンシャル・オフィサー BU チーフ・エグゼクティブ
	<ul style="list-style-type: none"> 区分 1、又は標準外の条件、又は コーポレート適格不確定報酬、又は 適格固定報酬 	<ul style="list-style-type: none"> 上記 BU オンボーディング承認者 UTC コーポレート・バイス・プレジデント、コントローラー CVP GEC
期間中	<ul style="list-style-type: none"> 重大な変更、又は コーポレート適格不確定報酬 	<ul style="list-style-type: none"> 上記 BU オンボーディング承認者 UTC コーポレート・バイス・プレジデント、コントローラー CVP GEC
	二重使用	CVP GEC 被指名人 (通知)
更新	重大な変更なし	<ul style="list-style-type: none"> BUゼネラル・カウンセラー 被指名人 CVP GEC 被指名人
	重大な変更	<ul style="list-style-type: none"> 上記 BU オンボーディング承認者 CVP GEC

表1及び2の解釈上、

BU 適格不確定報酬とは、直接販売取引、又は一連の関連直接販売取引に対する提案された不確定報酬で、50 万米ドル超のものをいいます。

ロビイストとみなされる者とは、**米国政府マーケティング**又は**米国政府販売**の提供により米国連邦又は米国州／地方の法律に基づきロビイストとみなされる**販売仲介者**をいいます。

二重使用とは、以前にコーポレートにより承認された既存の**販売仲介者**を、承認済みの又は以前にコーポレートに開示したもの以外の資格で使用することをいいます。

コーポレート**適格不確定報酬**とは、**直接販売取引**、又は一連の関連**直接販売取引**に対する提案された**不確定報酬**で、次のものをいいます。

表3：コーポレート**適格不確定報酬**

販売仲介者の地位	CPI ≤ 50	CPI > 50
新規販売仲介者	> USD50 万	> USD 150 万
既存販売仲介者	> USD 150 万	> USD 300 万

表3の解釈上：

- 「**既存販売仲介者**」とは、(1) **コーポレート承認**を要求する **BU** を代表経験が、連続及び継続して 2 年間以上ある、又は (2) 今回、承認が求められた取引に関連する又はこれに実質的に同等の個々の取引について**コーポレート承認**を必要とする **BU** を代表するために、過去 2 年以内に**コーポレート**に承認されている**販売仲介者**をいいます。
- 「**新規販売仲介者**」とは、**コーポレート承認**を要求する **BU** を代表した経験が連続 2 年未満であり、これまで、過去 2 年以内に**コーポレート**により承認されてない**販売仲介者**をいいます。
- 「**CPI**」とは、取引又は一連の関連取引が行われる国に対する**トランスペアレンシー・インターナショナル**が発行するもっとも最近の腐敗認識指数です。

標準外の条件とは、(1) **販売仲介者契約**の満期後に発生する、**販売仲介者**による **UTC** の代表に対する報酬を支払う義務、(2) 既存の **BU 報酬及び価格設定ポリシー**により許可されていない又はこれを超過する報酬、(3) **販売仲介者**の名前で登録された販売地域にある銀行口座宛て以外のあらゆる条件による報酬支払、(4) **不確定報酬**が支払われるべき製品又はサービスの純販売額の**営業単位**による実回収額に基づく比例以外のあらゆる条件による**不確定報酬**の支払、(5) 4 年 (**米国政府マーケティング**又は**米国政府販売**を供給する**区分 1 (付属書類 3 参照)**又は**販売仲介者**については 2 年) を超える期間を有する **NSRs** に対する提案された**販売仲介者契約**、及び (6) **付属書類 6**に定める要求条件に対する重大な不一致を持つ提案された**販売仲介者契約**をいいます。

適格固定報酬とは、月 1.5 万米ドル又は年 18 万米ドルの固定価格又は依頼料をいいます。

付属書類 6：販売仲介者契約（「SIA」）

項目2から4及び10から14は、**区分5**、項目2から5、10から14は、**区分4**、並びに、項目1から15は、**区分1から3の販売仲介者**に要求されます（**付属書類3**を参照）。項目15は、該当する場合（例えば、**米国政府マーケティング又は米国政府販売**）に、要求されます。

1	セクション	一般的題目	詳細
1	一般商業	作業範囲記述書／販売地域	効果的なモニタリング及び業績評価のために、測定／監査可能な枠組みを提供するのに十分、詳細な作業範囲記述書及び販売地域
2		報酬	<ul style="list-style-type: none"> すべて：合計最高額、及び報酬種類ごと（該当する場合、月額／年額／契約最高額） 不確定報酬（NSRs）：適用されるパーセンテージ及び取引ごとの最高額 経費：払い戻し可能／不可能の詳細な記載 依頼料：月額 インセンティブ報酬：達成目標／条件及び適用される率／金額の詳細な記載
3		支払	<ul style="list-style-type: none"> すべて：販売仲介者の名前で登録された販売地域における銀行口座への電信送金によるもののみ（例外が付与された場合を除く） 不確定報酬（NSRs）：UTCが直接販売取引を完了しない限り支払義務はなく、支払は不確定報酬が支払われるべき製品又はサービスの純販売額の営業単位による実回収額に基づく比例に限られる 経費：後払い、詳細な仕切書の提示による インセンティブ報酬：後払い、明示的な達成目標／条件の達成時
4	誓約	企業倫理／コンプライアンス	<p>販売仲介者は、無条件で次のことを行うことに合意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に (a) 談合、利益相反、腐敗、及び不正競争を禁じる法律を含む適用法、及び(b)UTC サブライヤー行動規範に遵守すること、 下記の事項を提案、約束する、提供しようとする、又は提供することを常に（直接又は間接的に）控えること： <ul style="list-style-type: none"> あらゆる賄賂支払、又は あらゆる UTC 従業員、顧客、又は政府職員、販売仲介者のあらゆる所有権、経済的その他の利益（例えば、政府の地位、雇用、コンサルティング、契約）、 SIA 期間中に、政府職員又はあらゆる政府職員の代理人となることを控えること、 UTC の代表に関連するすべての取引及び経費を自身の会計帳簿に直ちに及び正確に記録すること、及び UTC のための業務に関連する、すべての適用登録及び報告要件に従うこと。
5		研修	販売仲介者 は、すべての必須オンライン研修を完了し、 UTC の合理的な要求に基づきすべての対面研修に参加することに合意する。
6		監査	<p>販売仲介者は、UTCが販売仲介者の次の事項を評価及び検証するために、UTC又はUTCの権限を与えられた代表者にその稼働現場、社員、及び会計帳簿（閲覧及び複製）に接触する十分な権利を、合理的な通知を持って、提供することに合意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> UTC 事業、及びUTC 関連取引に関する会計及び実務、 SIA、セクション 48、及び適用法への遵守。
7		文書管理	<p>販売仲介者は、SIA に基づく最終的な支払 [又は販売代理店の場合、取引] 後 3 年間、又は法律により必要なより長い期間のうちいずれか遅い方の期間、UTC の監査権の範囲内ですべての会計帳簿を保持及び保管する。SIA がいかなる理由によっても完全に又は一部、解除される場合、販売仲介者は、その結果として発生した最終的な解除決定後 3 年間、解除された業務に関連するすべての会計帳簿を保持、及び保管し、SIA に基づく又はこれに関連する請求、紛争又は訴訟若しくは請求決裁に関連する記録は、当該控訴、訴訟又は請求が最終的な解決に至るまで入手可能にしておかなければならない。</p>
8		一般協力	<p>販売仲介者は、 [(a) 月次活動報告 - 航空部門 BU、NSRs に対する必須事項]、 (b) 販売仲介者 契約遵守に対する毎年の証明、及び (c) 法律により必要な、又は、販売仲介者 契約の履行のための、その他の書類及び証書を提供及び履行することに合意する。</p>
9		排他性	販売仲介者 は、 UTC [販売代理店 及び NSRs への適用も含む] により提案される製品又はサービスと競合するいかなる製品又はサービスも、その販売地域で販売促進又は販売を（直接又は間接的に）行うことを差し控えなければならない
10	表明と保証		<p>販売仲介者は、SIA 締結日及び継続的に、別紙 (Disclosure Schedule) に定める場合、又は書面でUTCに直ちに通知される場合を除き、以下のことを明示的に認め、表明及び保証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問表及び証明は、SIA の一部として組み込まれ、すべての点において正確である、 記録の所有者は、委託されて他者の利益のために、販売仲介者の所有権を有していない、 販売仲介者も、その役員若しくは従業員も、政府職員又はあらゆる政府職員の代理人ではない、 いかなる UTC 従業員、顧客、政府、若しくは政府職員も販売仲介者の所有権、経済的その他の利害関係を持つことなく、又はその他の方法で、販売仲介者による UTC の代表から個人的に利益を得る立場にはいない、 SIA 及び実施される業務は、いかなる政府との以前の雇用から発生する、販売仲介者の従業員への規制（例えば、「回転ドア」）を含む適用法に違反又は矛盾していない、かつ、将来的にもしない、

			<ul style="list-style-type: none"> • 販売仲介者は、業務を行う、及び UTC を代表するために必要なすべての許可、ライセンス及び権限を保有し、すべての登録及び報告を行っている、 • UTC サプライヤー行動規範を読み、理解している、 • SIA に基づき支払うべき報酬は、販売仲介者により UTC に提供されたサービスのみに対するものであり、適法及び合法的な業務目的のためだけに販売仲介者により使用され、 • 販売仲介者は、いかなる賄賂支払も、又は UTC 従業員、顧客、若しくは政府職員に対し、販売仲介者のあらゆる所有権、経済的その他の利害（例えば、政府の地位、雇用、コンサルティング、契約）を提供、約束、履行若しくは提供した、又は履行若しくは提供しようとしていない、 • UTC は、米国及びその他の国々で報告書及び所得申告書を提出する際、前記の表明及び保証に頼る、 • 販売仲介者は、UTC に提供された質問表、証明、又は前記の表明及び保証のいずれかが何らかの方法により、もはや無効又は正確ではなくなった場合、直ちに書面で UTC に通知することに合意する。
11	期間		NSRs は、有限の期間 [最長 4 年、 区分 1 (付属書類 3) を参照] の又は 米国政府マーケティング 又は 米国政府販売 を提供する NSRs は 2 年] を示し、相互の書面による延長がない限り、自動的に満了となる
12	解除/停止		<ul style="list-style-type: none"> • 90 日を超えない合理的な事前通知（又は適用法により必要なその他の最低通知期間）による契約解除、 • 次の場合の UTC による一方的解除。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売仲介者、又はその取締役、役員若しくは従業員が、何かしらの理由により、販売地域で又は政府、政府職員、又は顧客にとってペルソナ・ノン・グラータとなった、又は、罪に問われている、又は、政府若しくは政府職員により禁止又は停止されている、 ○ 販売仲介者が UTC の監査又は調査への協力をしない、又はこれを拒絶することを含むが、これに制限されない販売仲介者による SIA への違反があった、 ○ 販売仲介者の表明又は保証、質問表、又はいずれかの証明が販売仲介者による即時の書面による通知及び修正なしに、もはや有効ではなく、不正確であると UTC が信じる理由がある、 ○ UTC がその裁量により、販売仲介者の行為又は SIA が米国の法律又は販売地域の適用法に違反又は矛盾していると判断する、 ○ 販売仲介者が支払不能、破産となる、又は破産管財人の管理下に入る、 ○ (a) SIA に重大な悪影響を及ぼす、又は (b) 販売仲介者若しくは UTC 従業員に対する利益相反を生み出すと UTC が合理的に判断する方法で販売仲介者の所有者が変わる、 • UTC は、販売仲介者による誓約、表明又は保証の違反による解除による解除、及び、誓約、表明又は保証がそのような報酬に関連して違反されている場合、すでに支払われた報酬を回収する権利による解除の場合に、支払うべき報酬の支払を一時停止又は終了させることができる、 • UTC は、SIA に基づき支払うべき報酬に対し、販売仲介者による SIA 又は適用法の違反申立の調査に関して UTC に発生した費用及び損害賠償で相殺することができる。
13	その他	地位 / 非代理店	販売仲介者 は独立請負人である。 SIA は、エージェント-プリンシパル（代理人-依頼人）関係を作り出さない。
14		譲渡/サブコントラクター	販売仲介者 は、 SIA を譲渡しない、又は、 UTC を代表するために非従業員若しくはその他の 事業体 を、 UTC リーガル・カウンセルの書面による事前同意なしに、使用しないものとする。なお、当該同意は、 UTC の単独の裁量により保留にすることができる。
15	付随的協定		すべての付随的協定には、個別プロジェクト/取引 不確定報酬 契約及び製品売買契約（ 販売代理店 ）を含む、 SIA の条件を組み入れる。

項目 16 は、米国連邦**政府契約**又は**下請契約**に関連して**UTC** を代表している**販売仲介者**に対して必須である

16	米国連邦政府契約	米国連邦 政府契約 に適用される法令、及び CPM 4:米国政府との契約における企業倫理及び行動規範 の遵守（ 人身売買対策 UTC コンプライアンス契約 - CPM 4 の付属書類 3 を参照）。ベンダーの遵守不履行という理由による UTC の一方的解除の権利。
----	----------	--